

## 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び良好な居住環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、その設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備を設置する事業をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行うものをいう。
- (5) 事業区域 設置事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 該当住民自治組織 その区域に事業区域を含む住民自治組織及び規則で定める隣接する住民自治組織をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域に隣接して土地又は建築物を所有する者及び居住するものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における環境の保全等に係る支障の防止と魅力ある自然景観に十分配慮するとともに、該当住民自治組織の住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

### (適用範囲)

第6条 この条例の規定は、事業区域が500平方メートルを超える面積に及ぶ又は次条に規定する抑制区域における設置事業及び発電事業に適用する。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。

(抑制区域)

第7条 市長は、事業区域が次に掲げる要件に該当する場合であって、特に必要があると認めるときは、設置事業を行わないよう協力を求める区域（以下「抑制区域」という。）を規則により定めることができる。

- (1) 法令等により、自然環境等の保全区域等として指定されている区域及びその周辺地域に位置しているとき。
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、かつ、本市を象徴する魅力ある景観が形成されているとき。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有しているとき。
- (5) 自然災害の発生が危惧されるとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により抑制区域を指定したとき、又は前項の規定により抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

(設置事業等の制限)

第8条 事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有するものの若しくは暴力団等がその事業活動を支配するものに該当するときは、設置事業又は発電事業を行うことができない。

(事前確認)

第9条 設置事業を行う事業者（以下「設置事業者」という。）は、次条第1項の規定による届出及び協議を行おうとするときは、第11条第1項の規定による該当住民自治組織の住民に対する周知の範囲及び方法について、規則で定めるところにより、事前に市長の確認を得なければならない。

(届出及び協議)

第10条 設置事業者は、設置事業を市内において実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

- (1) 設置事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 設置事業の着手予定年月日
  - (3) 事業区域の所在地，面積及び事業計画
  - (4) 発電事業を行う事業者（以下「発電事業者」という。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (5) 該当住民自治組織への周知及び説明に係る報告書
  - (6) 近隣関係者への周知及び説明に係る報告書
  - (7) その他法令等による許認可等を受けているときは，その許可書等の写し
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号又は第4号に掲げる事項の変更をしたときは，第15条第2項の規定による設置事業の完了の確認を受けるまでの間にあつては設置事業者が，当該確認を受けた後にあつては発電事業者が，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 設置事業者は，第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは，あらかじめ，その旨を届け出て，市長と協議しなければならない。  
（該当住民自治組織の住民への周知及び説明会の開催）
- 第11条 設置事業者は，前条第1項の規定による届出を行う前に，該当住民自治組織の住民に対して，同項第1号から第3号までに掲げる事項を周知するとともに，該当住民自治組織から設置事業に係る説明会の開催の要請があつたときは，これに応じなければならない。
- 2 前項の規定は，前条第3項の変更について準用する。ただし，変更の内容が規則で定める軽微なものについては，この限りでない。
  - 3 設置事業者は，前2項の周知又は説明会の開催により，該当住民自治組織の住民の理解を得るように努めなければならない。  
（近隣関係者への周知及び説明）
- 第12条 設置事業者は，第10条第1項の規定による届出を行う前に，近隣関係者に対して，同項第1号から第3号までに掲げる事項を周知するとともに，近隣関係者から設置事業に係る説明の要請があつたときは，これに応じなければならない。
- 2 前項の規定は，第10条第3項の変更について準用する。ただし，変更の内容が規則で定める軽微なものについては，この限りでない。
  - 3 設置事業者は，前2項の周知又は説明により，近隣関係者の理解を得るように努めなければならない。  
（標識の設置）
- 第13条 設置事業者は，第11条第1項の規定による周知をした日から設置事業が完了する日まで，規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。  
（協議終了の通知）

第14条 市長は、第10条第1項又は第3項の規定による協議が終了したときは、設置事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

(事業完了の確認)

第15条 設置事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する設置事業の完了の届出があったときは、当該設置事業の完了の状況について確認を行うものとする。

(適正な維持管理)

第16条 発電事業者は、発電事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態に保持できるよう、規則で定めるところにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(発電事業の廃止)

第17条 発電事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 発電事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備を速やかに撤去し、撤去が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第14条の規定による通知を受ける前に設置事業に着手したとき。

(3) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。